

事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル [別冊 1]

運行管理者の手元利用版



平成 22 年 7 月 1 日

国 土 交 通 省 自 動 車 交 通 局
自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会

<目 次>

1. 注意すべき疾病と健康起因事故のメカニズム.....	2
2. 定期健康診断などの結果に基づく健康管理.....	3
(1) 定期健康診断などの実施.....	3
(2) 健康診断結果に応じた対処.....	4
(3) 地域産業保健センター事業の活用方法.....	6
(4) 医師の意見に応じた対処.....	7
3. 点呼時における注意事項.....	9
4. 健康管理ノート作成のすすめ.....	11

はじめに

運行管理者は、自動車の安全運行を確保するうえで重要な役割を果たしていますが、点呼などの機会を通じて運転者の健康管理を行うことも、たいせつな役目です。このマニュアルを常時参照して、運転者の健康管理に役立ててください。

健康管理を効果的に行うためには、営業所内に運転者の健康状態を気遣う雰囲気醸成することも大切です。

また、健康管理は、運転中の事故を防ぐだけでなく、運転者の快適な日常生活にもつながります。このことを運転者に伝え、運転者と協力して健康管理を行いましょう。

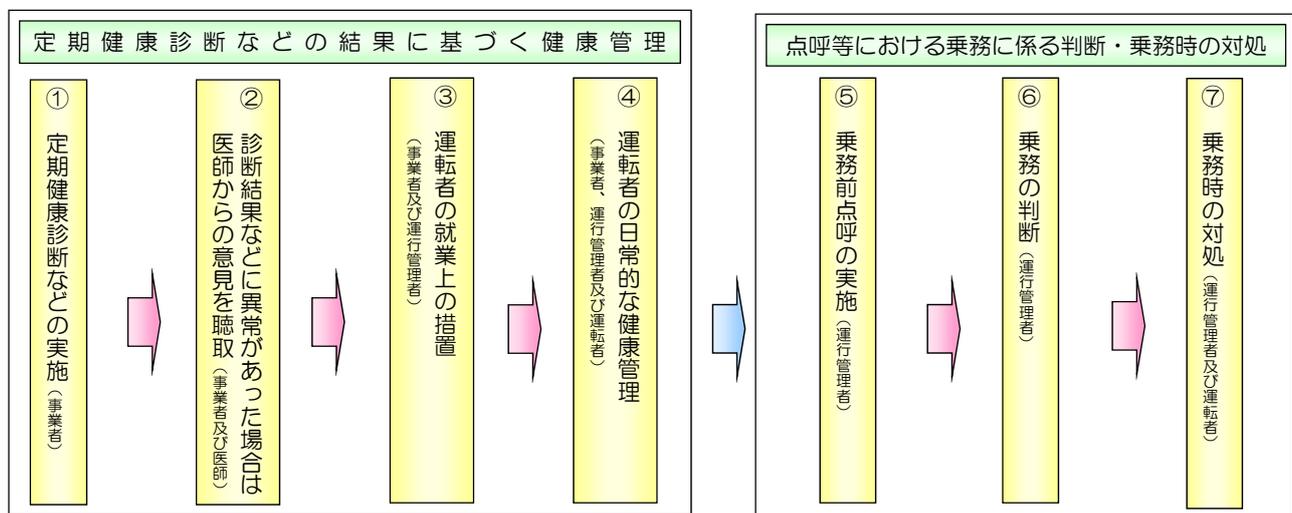


図 1. 健康管理の流れ

1. 注意すべき疾病と健康起因事故のメカニズム

	本編頁数
<p>Q. 健康起因事故が多発しているとのことですが、具体的にはどのような疾病に注意すればよいのでしょうか。</p> <p>A. 国土交通省に報告された健康起因事故のうち、脳血管系疾患、心血管系疾患による事故が約3分の2を占めています。したがって、運転者の健康管理に当たっては、特にこれらの疾患に注意する必要があります。</p>	25~26
<p>Q. 健康管理を行っていても、運転者が運転中に体調が悪くなる可能性もありますね。そのような場合はどうすればよいのでしょうか。</p> <p>A. 運転者が運転中に体調が悪くなった場合に備え、「運転中に体調に異常を感じた場合どうすればよいのか」をあらかじめ運転者に伝えたり、運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理して運転を続けてはいけなことを運転者に周知しておくようにしましょう。</p>	16, 17

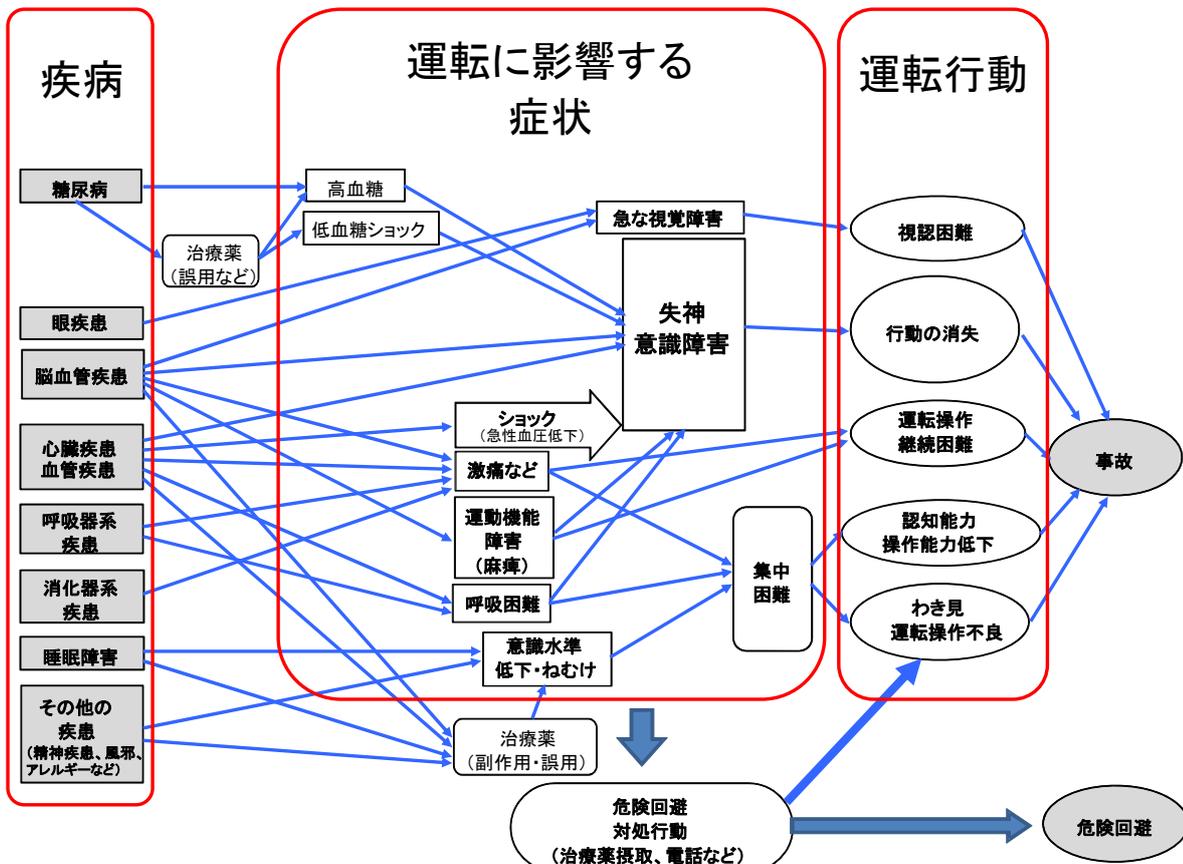
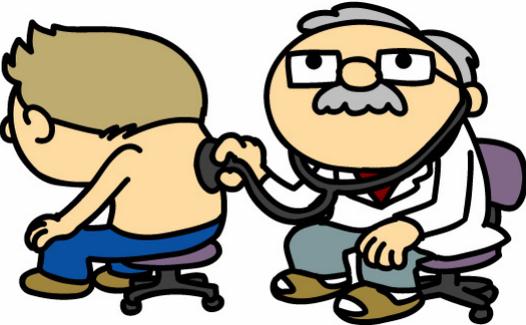


図 2. 健康起因事故のメカニズム

2. 定期健康診断などの結果に基づく健康管理

(1) 定期健康診断などの実施

	本編頁数
<p>Q. 運転者の健康管理を行うために、まず行うべきことは何ですか。</p> <p>A. 運転者には健康診断を必ず受診させることが必要です。法令によって義務付けられている健康診断は、①雇入時の健康診断、②雇用後の定期健康診断、③特定業務従事者（深夜業に従事する者等）の健康診断、の3つです。</p> <p>深夜業に従事する場合には、6か月以内毎に1回以上定められた健康診断を行わなければなりません。</p> 	3

<健康診断の法定検査項目>

- | | | | |
|---|--------------------|----|--------|
| 一 | 既往歴及び業務歴の調査 | 七 | 肝機能検査 |
| 二 | 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | 八 | 血中脂質検査 |
| 三 | 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 | 九 | 血糖検査 |
| 四 | 胸部エックス線検査 | 十 | 尿検査 |
| 五 | 血圧の測定 | 十一 | 心電図検査 |
| 六 | 貧血検査 | | |

(2) 健康診断結果に応じた対処

	本編頁数
<p>Q. 健康診断の結果に「異常の所見」がありました。どのように対処すればよいのでしょうか。</p> <p>A. 健康診断の結果に「異常の所見」があった場合には、次のような対応をとってください。</p> <p>①事業者は、医師に対し、その運転者の乗務の可否、乗務させる場合の配慮事項等について意見を求めなければなりません。</p> <p>②その際、その意見は、その運転者の健康診断個人票の「医師の意見」欄に記入してもらうようにしましょう。</p> <p>③健康上の問題点をはっきりさせるために、必要に応じて、さらに精密検査等を受けるよう運転者を指導することが望めます。</p> <p>なお、医師から適切な意見を得るためには、次の事項を医師に伝えることをお勧めします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f7;"> <p>①運転者は職業ドライバーであること</p> <p>②運転者が業務として実施することが想定される運行スケジュール</p> <p>③運行前の点呼で運転者の体調確認がおこなわれること</p> </div>	<p>3~5</p> <p>5~6 10</p>
<p>Q. 健康診断で、脳血管疾患、心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があった運転者については、どのように対処すればよいのでしょうか。</p> <p>A. このような運転者には、必ず二次健康診断を受けさせましょう。二次健康診断についても、やはり医師から、乗務の可否、乗務の際の配慮事項等についての意見を聞きましょう。</p>	<p>6</p>
<p>Q. 運転者が持病をもっており自分で医師にかかっています。運行管理者としては病状を把握した方がよいと思いますがいかがでしょう。</p> <p>A. 運転者が疾病のために医師の治療を受けている場合、病状と乗務に与える影響については、運行管理者としても把握しておきたいところです。したがって、運転者に、健康管理のために限って利用することを説明し、同意を得たうえで、次のような方法で情報を入手することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者が医師から聴いて書きとめたメモをもらう ・ 運転者が医師からもらってきた診断書（有料）を入手する 	<p>7~8</p>

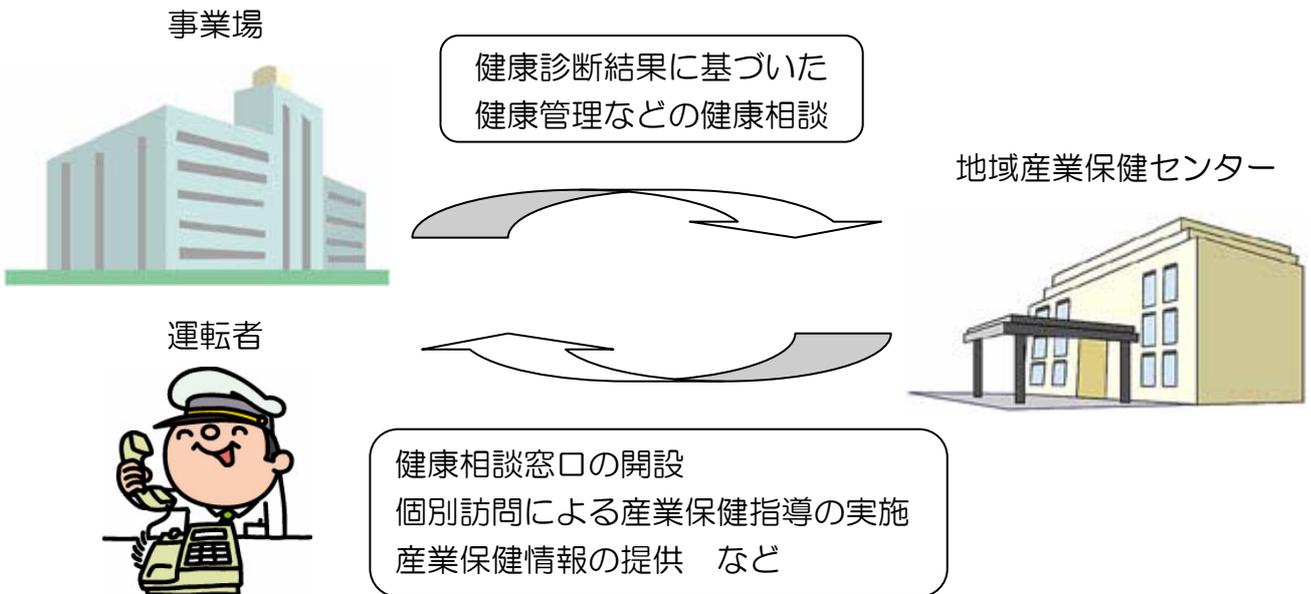
- ・ 産業医等の事業者と契約している医師が、運転者の診断・治療をした医師から入手した意見書や診療情報提供書（有料）を入手する
- ・ 運行管理者が運転者の受診に同行する

なお、健康に関する情報は個人情報ですから、健康管理の目的以外に利用したり第三者に提供したりせず、取扱いや保管には十分に配慮してください。また、医学用語等の難しい言葉は、勝手に解釈せずに、医師、保健師、看護師等にたずねてください。



(3) 地域産業保健センター事業の活用方法

	本編頁数
<p>Q. 当社は営業所が1箇所、労働者が50人未満であるため、産業医を選任していません。健康診断の結果、運転者に異常の所見があったとしても、相談すべき医師がいません。このような場合、どうしたらよいですか。</p> <p>A. 産業医の選任が義務付けられておらず、相談すべき医師がわからない事業者については、地域産業保健センター事業を有効に活用するのがよいでしょう。健康診断の結果において異常の所見が見られた運転者に対する措置などに関する意見をもらうことができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><地域産業保健センター事業> 労働者が50人未満の産業医の選任義務のない事業者や労働者を対象として、各種の健康保健サービスを無料で提供している事業 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080123-2a.pdf</p> </div> <p>地域産業保健センターは、平成22年3月現在、全国に347箇所あります。各地にある地域産業保健センターが、厚生労働省の都道府県労働局のホームページで公開されているので、活用を検討する場合はご覧ください。</p>	4



(4) 医師の意見に応じた対処

	本編頁数
<p>Q. 医師からの意見で、「乗務させる際には配慮が必要」と言われました。どのようにしたらよいでしょうか。</p> <p>A. 医師からこのような意見があった場合には、事業者は、その運転者について、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の適切な措置（「就業上の措置」と言います）を決める必要があります。</p> <p>これらの措置を最終的に決めるのは、医師ではなく事業者です。しかしながら、医師が「乗務させない方がよい」という意見であるときには、乗務させるべきではありません。また、運転者の健康状態が回復した場合には、運転業務に戻す決定をする時に、必ず医師に相談しましょう。</p> <p>また、糖尿病の運転者に対して、「食事の時間、内容や投薬の時間を指示されたとおりにし、血糖値をコントロールすること」という意見があった場合など、日常生活に対する保健指導を受けている運転者については、点呼の機会などに注意を払うようにしてください。</p>	10~11
<p>Q. 運転者の数が多いので、運転者ひとりひとりの健康状態に十分に目が届きません。効率的に管理する良い方法はありませんか。</p> <p>A. まず運転者の健康情報をきちんと記録しましょう。例えば、次のような事項は、乗務員台帳（旅客）・運転者台帳（貨物）に記録して整理する必要があります。</p>	13
<p>ア 運転者の健康状態（疾病等、治療、服薬等） イ 点呼時に確認すべき事項 ウ 乗務中に注意すべき事項及び乗務中に健康状態が悪化した場合の対処方法</p>	
<p>点呼記録簿に印をつけておくのも良い方法です。健康診断の結果で異常の所見があった運転者や就業上の措置を講じた運転者の氏名の横に、疾病に応じて決めたマーク（*、△等）を付けておくのです。こうすると、点呼を行う時に見落とすことなく、適切な注意喚起ができます。</p> <p>なお、健康情報は個人のプライバシーを含むので、その取扱いには十分に注意してください。</p>	10

Q. そのほか、運転者の健康管理に関して、運行管理者として注意すべきことはありますか。

A. 乗務割を作成する際は、運転者の服薬の時間、体調のリズム、通院する時間等に配慮するなどして、運転者自身が健康管理しやすい環境を作るように気をつけましょう。

また、ふだんから、運転者に対して、病気などで医師にかかる際には、次のことに注意するよう徹底しておくが良いと思います。

【運転者が医師にかかる時の注意事項】

- 運転者自身が職業ドライバーであることを医師に伝える。
- 処方薬に、運転に支障を及ぼす副作用（眠気などの症状）が出現する可能性があるか、医師に確認する。
- 運転者の勤務時間が不規則であることを伝え、服薬のタイミング等について、医師から指導を受ける。

10~11



3. 点呼時における注意事項

	本編頁数
<p>Q. 法令では、運行管理者は、点呼時に、運転者の疾病などによる安全運転への影響などについて確認することとされています。具体的にはどのようにすればよいでしょうか。</p> <p>A. 乗務前の点呼では、次のようにして運転者の健康状態を確認します。</p> <p>(1) 乗務前点呼のやり方</p> <div data-bbox="252 607 1222 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 運転者の立ち位置を足型等で明示し至近距離で点呼する。 ② 必ず運転者の顔を見ながら行い、運転者に声を出させる。 ※ 健康状態が悪いと声に兆候が現れやすいため必ず運転者に声を出させる</p> </div> <p>(2) 次の事項について運転者に確認する</p> <div data-bbox="236 920 1203 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="radio"/> 熱はないか <input type="radio"/> 疲れを感じないか <input type="radio"/> 気分が悪くないか <input type="radio"/> おなかをこわしていないか <input type="radio"/> 眠気を感じないか <input type="radio"/> 怪我などで痛みを我慢していないか <input type="radio"/> 運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか <input type="radio"/> その他健康状態に関して何か気になることはないか 等</p> </div> <p>(3) 乗務員台帳又は運転者台帳、点呼記録簿などを参照しつつ、疾病等を治療中の運転者に対しては、次の事項を確認する</p> <div data-bbox="236 1442 1203 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="radio"/> 疾病を治療するために定期的に通院しているか <input type="radio"/> 医師に処方された薬をしっかり飲んでいるか <input type="radio"/> 医師に指示された事項を守っているか 等</p> </div> <p>(4) 疾病に応じて次の事項も確認する。</p> <p><高血圧症></p> <div data-bbox="236 1778 1203 1973" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="radio"/> めまいはないか <input type="radio"/> 頭が重い、あるいは痛くないか <input type="radio"/> 動悸がしないか <input type="radio"/> 脈が乱れることがないか</p> </div>	<p>12~13</p> <p>13~14</p>

<心血管系疾患>

- 動悸がしないか
- 脈が乱れたり、極端におそくなることがないか
- 息切れはしないか
- めまいはないか
- 胸痛はないか
- 気分はどうか

<糖尿病>

- のどが異常にかわくことがないか
- だるさ、疲れがひどくはないか
- 目だって痩せてきていないか
- 頻尿・多尿ではないか
- 冷や汗が出る感じがしないか（低血糖のおそれあり）
- めまいがしたり、著しい倦怠感があることはないか
- 頭が重い、あるいは痛くないか
- 動悸がしないか
- 脈が乱れたり、極端におそくなることがないか
- 息切れはしないか
- 気分はどうか
- 胸痛はないか

Q. 点呼時に、体調が悪そうな運転者がいた場合にはどうすればよいですか。

A. 運行管理者は、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定します。運転者の体調が優れない場合は、乗務させてはいけません。

14



なお、点呼の結果乗務できなくなった場合に代わりの運転者をどうするかは、あらかじめ決めておく必要があります。

具体的には、代わりの運転者をすぐ手配できる手続きを決めておく、他の運送事業者に運送を依頼できるようにしておく等が考えられます。

代わりの手段がないために体調が悪い運転者が無理をして乗務するようなことがあってはなりません。

4. 健康管理ノート作成のすすめ

	ページ
<p>Q. 事業者として運転者の健康管理をきちんと行いたいと思いますが、運転者自身もしっかり自己管理を行わないと安全の確保はむずかしそうですね。運転者の健康管理をサポートする良い方法はありませんか。</p> <p>A. 運転者の健康管理の支援ツールとして、「健康管理ノート」を活用することをお勧めします。下の①～⑤を印刷したうえ、運転者自身の健康情報⑥を書き込めるようにしたノートを作って運転者ひとりひとりに配るのです。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #e0f7fa;"><p>① 生活習慣の改善の重要性</p><p>② 運転に支障を及ぼすおそれのある疾病に係る基礎知識</p><p>③ 定期健康診断の活用方法</p><p>④ 運転者が事業者に対して報告すべき事項</p><p>⑤ 運転中に身体の異常を感じた場合の処置</p><p>⑥ 運転者自身の健康状態の記入欄</p><ul style="list-style-type: none">・ 健康診断結果・ 就業上配慮すべき事項・ 医師のコメント等</div>	17

